

議案第 47 号

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年南風原町条例第 16 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 63 号）の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。